

26—05 P U D T

受継許否の決定

1. 特許庁長官又は審判官（合議体）は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続について受継の申立てがあったときは、受継を許す（許可）か否（却下）かの決定をしなければならない（特 § 22①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

民訴 § 128 に同趣旨の規定があるが、これは、判決の効力を受ける者を明らかにするとともに、上訴期間を明確にするためのものとされる。

2. 上記 1. の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない（特 § 22②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

3. 決定の謄本は当事者に送付される。

4. 決定の例

昭 44 審 3541 号

(改訂 H27.2)